

門型標識等定期点検要領

令和7年4月

鳥取県県土整備部道路局道路企画課

目 次

1. 適用の範囲	1
2. 定期点検の目的	2
3. 定期点検の頻度	4
4. 定期点検の体制	5
5. 状態の把握	6
6. 門型標識等の性能の推定	13
6. 1 機能及び構造安全性の評価	13
6. 2 特定事象等の有無の評価	15
6. 3 措置の必要性の検討	17
7. 門型標識等の健全性の診断の区分の決定	19
8. 記録	21
9. 記録様式	23

1. 適用の範囲

本要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路における道路の附属物のうち、門型支柱（オーバーヘッド式）を有する大型の道路標識及び道路情報提供装置（収集装置含む）（以下「門型標識等」という）の定期点検に適用する。

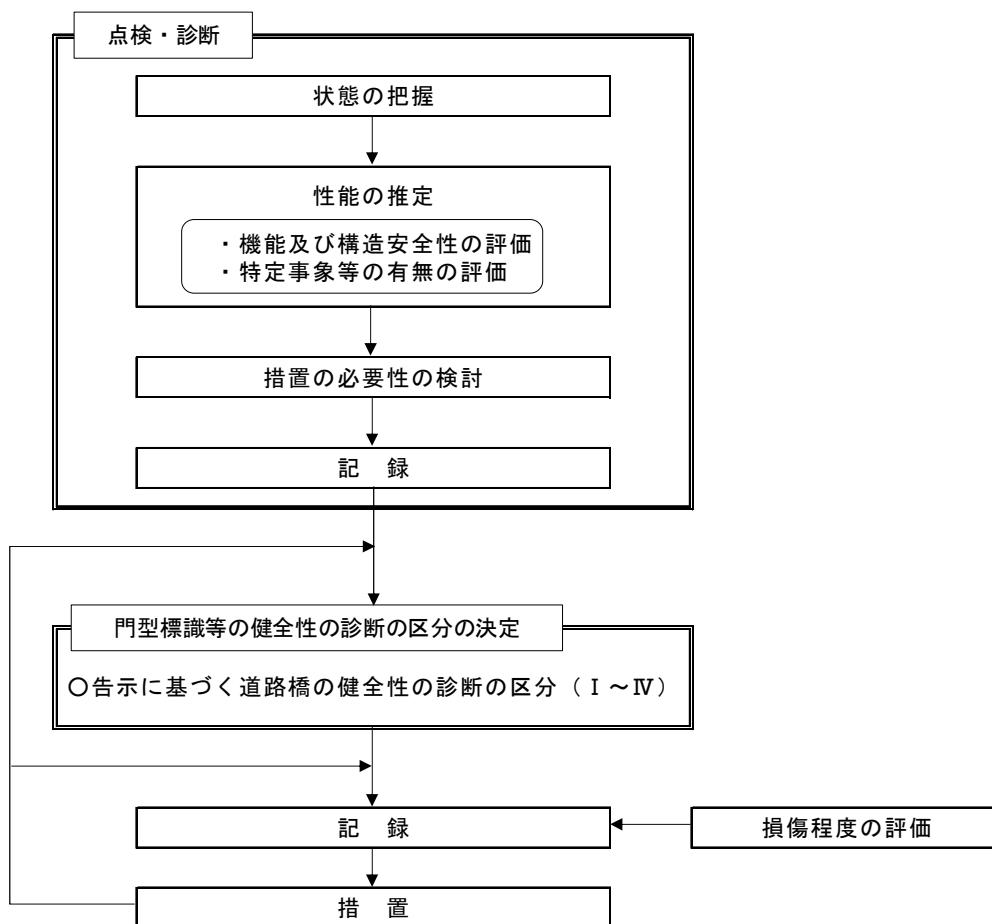
【解説】

本要領は、鳥取県が管理する門型標識等に関して、標準的な内容や現時点の知見で予見できる注意事項等について規定したものである。道路情報提供装置の配線、配電機器等の点検については適用しない。

門型標識等は、様々な構造があり、また、様々な地盤条件、交通及びその他周辺条件におかれる。そこで、変状が門型標識等の機能及びそれが設けられた道路の機能に与える影響、第三者被害を生じさせるおそれなどは門型標識等の構造や材料あるいはそれが設置された道路などの立地条件によっても異なってくる。さらに各門型標識等に対する措置の必要性や講ずるべき措置内容は、道路ネットワークにおける当該門型標識等が設置された道路の位置づけや当該門型標識等役割及びその劣化特性など、耐久性に関わる事項などによっても異なってくる。このため、実際の定期点検にあたっては、本要領に基づき、個々の門型標識等がおかれる状況、取り巻く環境、構造や材料あるいは設置された道路の立地条件等に応じて、定期点検の目的が達成されるよう行う必要がある。

2. 定期点検の目的

- (1) 門型標識等の定期点検は、道路利用者への被害の回避、長寿命化への時宜を得た対応などの門型標識等に係る維持管理を適切に行うため、門型標識等の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性を検討するうえで必要な情報を得ることを目的とする。
- (2) 定期点検に関連する維持管理の標準的なフローは、図－１．２．１に示す通りとする。



図－１．２．１ 門型標識等の定期点検の流れ

【解説】

定期点検では、道路管理者は、最終的に当該門型標識等に対する措置等の取り扱いの方針を踏まえて、告示に定義が示される「健全性の診断の区分」を決定することとなる。政令では、点検は、道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況、その他の状況を考慮すること、道路の効率的な維持及び修繕の必要性を考慮することが求められている。また、省令では構造物の健全性の診断にあたっては、道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれを考慮することが求められている。そこで、門型標識等の定期点検では、道路管理者には、当該門型標識等に、次回点検までの間、道路構造物としてどのような役割を期待するのかという管理水準に対する考え方の裏返しとして、どのような措置を行うことが望ましいと考えられる状態とみなしているのかについて、それが告示に定義される「健全性の診断の区分」のいずれに該当するのかを決定することが求められている。このとき、どのような措置を行うことが望ましいと考えられる状態なのかについては、門型標識等にどのような機能を期待するのかといった門型標識等の機能及びそれが跨ぐ道路の機能への支障、道路利用者被害のおそれ及び効率的な維持や

修繕の観点から総合的に判断される必要がある。

道路管理者が、門型標識等の措置方針の決定や健全性の診断の区分を行うにあたっては、その主たる根拠として、法定点検を行うに足ると認められる程度の知識と技能を有する者からの技術的な見解を得る。技術的な見解としては、法定点検を行うに足ると認められる程度の知識と技能を有する者が自ら近接して得る状態の把握の結果を基本にした、次回の定期点検で再度状態の把握が行われるまでの間に想定する状況に対する物理的状态と構造安全性の評価、予防保全の必要性や長寿命化の実現などの観点からの経年的劣化に対する評価及び門型標識等本体や付帯設備等からの部材片や部品の落下などによる門型標識等が跨ぐ道路の利用者や第三者への被害発生の可能性の観点からの技術的評価並びに次回の定期点検までに行われることが望ましいと考えられる措置がある。

また、この要領における定期点検では、合理的な維持管理に資する情報を得る目的から、損傷の有無やその程度などの現状に関する客観的事実としてのデータ（損傷程度の評価）を記録する。

第三者の安全確保の観点からは、うき・剥離、腐食片・塗膜片、緩んだボルト等の落下、付帯設備等の脱落などが生じることで第三者被害が生じるおそれがあるような場合には、定期点検の際に応急的に措置を実施することが望ましく、道路管理者は、定期点検では、第三者被害の可能性のある損傷に対しては、発見された損傷に対するする応急措置が行われるようにする。

3. 定期点検の頻度

点検間隔は5年に1回の頻度を基本とする。

【解説】

定期点検では、次回の定期点検までの期間に想定される門型標識等の状態及び門型標識等を取り巻く状況なども勘案して、状態の把握やそれらを考慮した場合に門型標識等が今後置かれる状況に対してどのような状態になる可能性があるのかといった点検時点での技術的な評価などを行い、最終的に当該門型標識等に対する措置等の取り扱いの方針を踏まえて、告示に定義が示される「健全性の診断の区分」を決定することとなる。

新設の門型標識等は供用後5年以内に初回点検を行う。以後、5年に1回の頻度でこのサイクルで定期的な点検を行う。門型標識等の設置状況や状態によっては、5年より短い時間でその状態が大きく変化して危険な状態になる場合も想定される。一方、門型標識等の点検を正確に5年の間隔において実施することは難しいことも考えられる。そのため、各門型標識等に対して点検間隔は5年を大きく越えることなく実施する必要がある。そのとき、対象の条件によっては、必要に応じて5年より短い間隔で行うことも検討する必要がある。

4. 定期点検の体制

- (1) 状態の把握やその他様々な情報を考慮した健全性の診断の区分に関わる技術的な評価や今後の予測、措置の検討、将来の為に残すべき記録の作成などの法定点検の品質を左右する行為については、それらが適切に行えるために必要と考えられる知識と技能を有する者（以下「定期点検員」という）によらなければならない。
- (2) この他に、この点検要領が求める変状の記録、定期点検を適正に行うために必要とされる作業や安全管理などについても、それぞれの記録、作業、安全管理等に適正な能力を有するものが行わなければならない。

【解説】

- (1) 変状が門型標識等の安全性に与える影響は、構造や材料、地盤条件などによっても異なってくる。また、門型標識等は、様々な地盤条件、交通及びその他周辺条件におかれ、変状が門型標識等の機能及びそれが設けられた道路の機能に与える影響、第三者被害を生じさせるおそれは、それが設置された道路などの立地条件、例えば、道路ネットワークにおける当該門型標識等が設置された道路の位置づけや当該門型標識等の役割によっても異なってくる。さらに各門型標識等に対する措置の必要性や講ずるべき措置内容は、劣化特性など、耐久性に関わる事項などによっても異なってくる。そのため、定期点検では、最終的に当該門型標識等に対する措置等の取り扱いの方針を踏まえて、告示に定義が示される「健全性の診断の区分」を決定することとなり、その決定にあたっては、門型標識等の状態の把握の結果を考慮した場合に、次回の定期点検までの期間に想定される門型標識等が置かれる状況に対してどのような状態になる可能性があるのかといった点検時点での技術的な評価や措置の必要性の検討なども行って、これらを総合的に評価した上での判断を行うことが必要となる。したがって、門型標識等の状態を把握し、その状態に関する技術的評価を行ったり、措置の検討を行ったりする者は、これらを適切に行えるために必要と考えられる知識と技能を有する者によらなければならない。

必要な知識と技能を有するかどうかの評価の観点として、門型標識等又は道路橋に関する相当の専門知識を有し、かつ門型標識等又は道路橋の定期点検に関する相当の専門知識と技術を有することが重要と考えられる。

なお、法定点検の一環として行われる状態の把握や性能の見立て、今後の予測、あるいは措置の検討の技術的水準については、必要な知識と技能を有する者が近接目視を基本として得られる情報を元に、概略評価できる程度が最低限度と解釈され、構造解析や精緻な測量の実施、あるいは高度な検査技術による状態等の厳密な把握を行うことまでは必ずしも求められていない。

- (2) 定期点検員の指示により作業を補助する者、作業に従事する者の安全を確保するための交通整理を行う者、点検車の操作・移動を行う者、その他非破壊検査を行う者など定期点検等に必要な体制を適切に整え、定期点検を実施するものとする。また、定期点検の際に道路利用者や第三者被害防止などの観点から、緊急対応の必要性があると判断された場合の連絡体制も定めておく必要がある。

非破壊検査を行う場合には測定の原理、測定器等に関する十分な知識を有するとともに、十分な技量及び経験を有する者が行う必要がある。

5. 状態の把握

- (1) 定期点検員は、健全性の診断の区分の決定を適切に行うために必要と考えられる門型標識等の点検時点での状態に関する情報を適切な方法で入手する。
- (2) 定期点検員は、定期点検時点における門型標識等の機能及びその構造安全性、予防保全の必要性、第三者被害の発生の可能性などの評価に必要と考えられる情報を、近接目視又は近接目視による場合と同等の評価が行える他の方法により収集する。また、必要に応じて、残存板厚計測、亀裂探傷試験、路面境界部の腐食の有無や残存板厚の把握のための調査（掘削を伴う目視など）などを行う。
- (3) 定期点検員が近接目視を基本とした情報から行う(1)(2)の把握は、表－2. 1. 1の異常・変状の状態が反映されたものでなければならない。表－2. 1. 1に損傷の種類の詳細を示す。
- (4) 定期点検員は、状態を把握する過程でボルトのゆるみ、塗膜片・腐食片等があった場合、第三者被害予防の観点から応急的に措置を実施することを基本とし、応急的に措置を実施した場合にはそのことを記録に残す。
- (5) 点検にあたっては、新技術等の活用についても検討を行い、効率化が図られる場合などにおいては積極的に活用を図る。

表－2. 1. 1 対象とする損傷の種類の詳細

部材種別	部材等		点検箇所	損傷の種類
支柱部	支柱	支柱本体	支柱本体	亀裂 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
			支柱継手部	亀裂 ゆるみ・脱落 破断 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
			支柱分岐部	亀裂 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
			支柱内部	防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 滞水
	支柱基部		リブ・取付溶接部	亀裂 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損

支柱部	支柱	支柱基部	柱・ベースプレート溶接部	亀裂 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
			ベースプレート取付部	亀裂 ゆるみ・脱落 破断 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
			路面境界部 (G1, ±0mm)	亀裂 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
			路面境界部 (G1, -40mm)	亀裂 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
			柱・基礎境界部	亀裂 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
	その他		電気設備用開口部	亀裂 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
			開口部ボルト	亀裂 ゆるみ・脱落 破断 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
	横梁	横梁本体	横梁本体	亀裂 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
			横梁取付部	亀裂 ゆるみ・脱落 破断 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
			横梁トラス本体	亀裂 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損

支柱部	横梁	溶接部・継手部	横梁仕口溶接部	亀裂 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
			横梁トラス溶接部	亀裂 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
			横梁継手部	亀裂 ゆるみ・脱落 破断 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
	基礎	基礎コンクリート部	基礎コンクリート部	変形・欠損 ひびわれ うき・剥離 滞水
		アンカーボルト・ナット	アンカーボルト・ナット	亀裂 ゆるみ・脱落 破断 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
	基板	標識板	標識版（添架含む）	亀裂 ゆるみ・脱落 破断 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
基板部		道路情報板	道路情報板	
基板・支柱 接続部	基板・支柱 接続部	基板取付部	基板取付部	亀裂 ゆるみ・脱落 破断 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
その他	その他	その他	灯具	亀裂 ゆるみ・脱落 破断 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
			灯具取付部	亀裂 ゆるみ・脱落 破断 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損

その他	その他	その他	バンド部（共架型）	亀裂 ゆるみ・脱落 破断 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
			配線部分	亀裂 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損
			管理用の足場・作業台	亀裂 ゆるみ・脱落 破断 防食機能の劣化 腐食 異種金属接触腐食 変形・欠損

※その他の損傷については、上記記載を省略している。

【解説】

- (1) 性能の推定や措置の必要性を検討するためには、現地で門型標識等の状態を把握するだけではなく、当該門型標識等の設置にあたって適用された技術基準類、架設方法、供用実績、補修補強及び拡張等の構造改変などの措置の履歴、既往の点検等の状態の把握や健全性の診断の区分の決定に関する情報など、幅広い情報を得ておくことが有用である。また、過去の措置履歴は、状態の把握の留意点の一つになることも考えられ、その点からも有用な情報となり得る。そこで、
- (2) 以下による現地での門型標識等の状態の把握に加えて、その他、一般に調査しておくのがよい例を以下に示す。なお、過去の記録等が入手できない場合であっても、構造形式、現地の条件、門型標識等の外観などからある程度推定できることも多いため、現地で門型標識等の状態を把握するときも以下の着眼点について留意するとよい。

- 1) 適用基準、諸元に関する情報
 - ・ 施設台帳
 - ・ 適用された技術基準類
 - ・ 設計図書、図面
- 2) 架設方法
 - ・ 架設方法、施工図書、図面
 - ・ 電力等の引き込みの方法
- 3) 補修補強及び拡張等の構造改変などの措置の履歴
 - ・ 補修補強履歴とその経緯
 - ・ 補修補強の設計図書
 - ・ 補修補強の施工図書
 - ・ 構造改変
 - ・ 標示板や照明設備などの変更や追加
 - ・ 添架物の設置の履歴や固定方法

・振動対策

等

(2) (3) (4) ここでいう近接目視は、状態の把握や性能を評価すべき対象の外観性状が十分に目視で把握でき、必要に応じて触診や打音調査が行える程度の距離に近づくことを想定している。例えば、通常目の行き届かない箇所にも近接し状態を把握できるよう、門型標識等の上部の部位は高所作業車などを用いて近接する。定期点検では、定期点検時点で把握できた情報による定期点検時点での技術的見解として、次回の定期点検で再度状態の把握が行われるまでの間に想定する状況に対する門型標識等の機能及びその構造安全性の評価、予防保全の必要性や長寿命化の実現などの観点からの経年的劣化に対する評価、門型標識等からの部材片や部品の落下などによる、門型標識等が跨ぐ道路の利用者や第三者への被害発生の可能性に対する評価を行う。さらに、これらの技術的見解も考慮して次回の定期点検までに行われることが望ましいと考えられる措置を検討する。道路管理者は、これらを主たる根拠として、対象門型標識等に対する措置の考え方と告示に定める健全性の診断の区分のいずれに該当するのかを判断して決定することになる。すなわち、定期点検では、これらの検討や評価を適切に行うために必要と考えられる変状やその想定される要因等に関する情報の把握が求められ、把握されるべき情報の目安は、最低限の知識と技能を有する者が近接目視で把握できる程度の情報と言える。

性能の評価や措置の検討を適切に行うために必要とされる近接の程度や打音や触診などのその他の方法を併用する必要性については、構造物の特性、周辺部材の状態、想定される変状の要因や現象、環境条件、周辺条件などによっても異なる。したがって、一概にこれを定めることはできず、必要があれば、門型標識等毎に定期点検員が検討し、道路管理者が最終的に決定する。

部材種別の例と予め特定した弱点となる部位や主な点検箇所を国点検要領参考資料 1、変状の特徴や状態を把握する上での着目点や留意点は国点検要領参考資料 2にあるので参考にするとうよい。目視で得られる情報だけでは損傷の原因や橋の性能を推定するために明らかに不足する場合には、必要な情報を適切な手段で把握しなければならない場合もあると考えられ、その方法や内容は適切に検討する。

(例)

(a) 支柱や横梁の亀裂、破断

塗膜割れ、めっき割れ、さび汁の発生など亀裂が疑われる場合には、磁粉探傷試験や浸透探傷試験などにより詳細な調査を行い、亀裂の有無を確認する。

(b) 路面境界部の腐食

地中の路面境界部での支柱の腐食の有無や程度を、国点検要領参考資料 8 のフローを参考に、必要に応じて、掘削による目視等や非破壊検査などを行うことにより把握するのがよい。

(c) 支柱内部、横梁内部

支柱内部での滞水の有無について、電気設備開口部からファイバースコープを用いて観察したり、ライトを照らして目視するなどして観察するのがよい。

横梁の内部では、何らかの要因により横梁内部へ浸入した水や内部での結露水が、相対的にたわみが大きい支間中央部などに滞水し、内部で腐食を引き起こすことがある。そこで、打音等により滞水の有無を確認するのがよい。

また外観上明らかではないものの腐食により板厚減少が生じている疑いのある場合には、板厚調査を検討するのがよい。

(d) 電気設備開口部

電気設備開口部の蓋のへり部や蓋周りに腐食がみられる場合には、開口部に著しい腐食が生じている可能性があることや、電気設備の開口部は門型標識等に水平力が作用するとき応力集中が生じる部位であることから、蓋を外して開口部の状態を確認する。

併せて、電気設備開口部のパッキンの劣化の有無、電気設備開口部にて一般に箱下面隅に小さな通気孔が設けられているときは通気口のつまりなども確認し、劣化やつまりがある場合には、速やかにパッキンの交換や通気対策などが取られるようにする。



電気設備開口部の腐食が進行した例

(e) ボルト・ナットのゆるみ・脱落

ボルト・ナットのゆるみ・脱落は、打音検査やスパナ等で回してみることで、ゆるみのないことを確認するのがよい。なお、ボルト・ナットに合いマーク等を施工しておくこと、以後の点検においてゆるみ・脱落の確認が容易に行える。そのため新設の門型標識等については竣工時に、既設の門型標識等については初回の点検時に併せて合いマーク等の施工を行っておく。ただし、合いマークのようなマーキング手法による場合、経年劣化によりマークが消える可能性もあるため、定期点検等に併せて必要に応じ再施工することが望ましい。

(f) 支柱継手部

照明柱のなかには、上下管を溶接接合するために、支柱内面に接合用リングを設置しているものがある。このような照明柱は、支柱の結露等により接合用リング上に滞水が生じ、支柱内面から腐食が発生しやすい。このため、本部位の点検においては、外面からの目視のみならず、必要に応じて継手部近傍の板厚調査やたたき点検を行うのがよい。

(g) 重ね貼り用のビス・リベット

標識板の重ね貼りに用いた簡易なビスやリベットが破損し、標識板が落下した事例があるので、重ね貼りのビスやリベットについて近接し、目視、ハンマーによる打撃により腐食や破断の有無を確認する。表面に腐食が見られる場合も、軸部で隙間腐食が進行している可能性、又は隙間腐食が急速に進行し、破断につながることを懸念される。また、ビスやリベットが同じ施工条件、環境条件に置かれてきたことを考慮すると、一部に破損等が見られる場合には、残りのビスやリベットも外観上は明瞭でなくても劣化が進行している可能性があることや負荷が高まることで破損する可能性を考慮する必要がある。

なお、健全性の診断の区分の決定において、最も基礎的な根拠情報の一つである状態に関する

情報は、必要な知識と技能を有する者が自ら近接目視を行うことによって把握することを基本としているが、他の手段による状態に関する情報の把握によっても、最終的に「健全性の診断の区分」の決定が同等の信頼性で行えることが明らかな場合には、知識と技能を有する者が状態の把握を必ずしも全ての部材へ近接して行わなくてもよい場合もあると考えられ、これを妨げるものではない。部材等の一部でその他の方法を用いるときには、定期点検員は、定期点検の目的を満足するように、かつその方法を用いる目的や性能の推定など診断に必要な情報を得るための精度等を踏まえて適切に部位や方法を選ぶことが求められる。併せて、定期点検員が健全性の診断等を行うにあたって、用いる方法の特徴を踏まえて、得られた結果を利用する方法や利用の範囲をあらかじめ検討しておく必要がある。

- (5) 点検にあたっては、効率性・経済性・社会的影響・現場特有の条件などの観点から新技術等の活用を検討し、有効と思われる場合は積極的に活用する。

なお、新技術の活用の可否について、門型標識等の施設毎に、その結果をとりまとめる。新技術の活用検討にあたっては、点検支援技術性能カタログ（国土交通省）などを参考にするとよい。

6. 門型標識等の性能の推定

6. 1 機能及び構造安全性の評価

- (1) 定期点検員は、門型標識等及びその基板部、基板・支柱接続部並びに支柱部について、(2)に示す状況に対してどのような状態となる可能性があるかを推定し、その結果を(3)に従って区分する。
- (2) 次回定期点検時期までに想定される門型標識等が置かれる状況として、少なくとも以下の状況を、立地条件等も勘案して考慮する。
- 1) 門型標識等の条件によっては被災可能性があるような台風等の暴風
 - 2) 一般に道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
- (3) (2)で想定する状況に対して、門型標識等及びその基板部、基板・支柱接続部並びに支柱部がどのような状態となる可能性があるのかを推定した結果を、以下により区分する。
- A：何らかの変状が生じる可能性は低い
- B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
- C：致命的な状態となる可能性がある
- (4) (3)を行うにあたっては、2. 1「状態の把握」にて把握した、部位、部材等の状態についての情報及び情報の取得手段と情報の信頼性について考慮する。

【解説】

- (1) 道路管理者による門型標識等の健全性の診断の区分の決定は、様々な技術的評価などの総合的な評価である。その主な根拠として、門型標識等が次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、どのような状態となる可能性があるのかを定期点検時点での技術的見解として評価する。門型標識等は、機能や役割の異なる部材が組み合わされた構造体であり、部材毎の変状や機能障害が施設全体の性能に及ぼす影響は形式等によって大きく異なる。部材や接合単位での異常や変状を門型標識全体の構造安全に与える影響を見立てるためには、門型標識等に鉛直力、水平力が作用した時、各部材が荷重を支持、伝達する機能の状態を推定し、それを各状況における門型標識等全体としての構造安全性や状態の見立てに反映させる必要がある。

そこで、門型標識等を主たる役割が異なる「基板部」「基板・支柱接続部」「支柱部」からなるものとして捉え、「基板部」「基板・支柱接続部」「支柱部」がそれぞれの役割をどのように果たし得る状態となるのかを評価し、それらの組み合わせられた状態として門型標識等全体としてはどのような状態になると言えるのかを評価することが合理的と考えられる。これは、様々な形式からなる門型標識等は、一般的には、その構造形式等によらず、以下のような役割を果たす構造部分が組み合わせられたものと捉えることができるという考え方による。

基板部：標識や道路情報を表示する部材を提供する役割を担う

基板・支柱接続部：基板と支柱の接続部となり基板からの影響を支柱に伝達する役割を担う

支柱部：基板を支える役割をもつ基板・支柱接続部を適切な位置に提供する役割を担う

門型標識等に荷重が作用したときに、基板、基板・支柱接続部、支柱がどのような状態になるのかを評価するにあたっては、荷重に対してこれらがどのような支持、伝達の機能を果たす必要があるのかを踏まえ、各部材が各構造部分の中で各構造部分が果たすべき荷重の支持、伝達の機

能を担える状態であるかどうかを推定する。

1) 基板部

i. 情報を表示するために、基板が受ける荷重を支持する機能。

2) 基板・支柱接続部

ii. 基板からの反力を支持し、支柱部へ伝達する機能。

3) 支柱部

iii. 基板・支柱接続部からの荷重を直接支持し、基礎・周辺地盤に伝達するとともに、基板・支柱接続部の位置を保持する機能。例えば、支柱や横梁が担うことが多い。

iv. 支柱本体からの荷重を支持し、門型標識等の安定に関わる周辺地盤等に伝達する機能。例えば、基礎や周辺地盤が担うことが多い。

すなわち、それぞれの構造部分に含まれる部材に対して、2. 1 にて把握する変状や異常が、門型標識等の各構造部分が担う荷重を支持、伝達する機能 i から iv に与える影響を見立てること、基板部、基板・支柱接続部、支柱部が想定する状況下の荷重を支持、伝達できる機能を果たし得る状態なのか、その結果どのような状態となるのかを推定する。そこでは、構造解析を行ったり、精緻な測量、あるいは高度な検査技術による状態等の厳密な把握を行ったりすることまでは必ずしも求められていない。定期点検員が、2. に従って状態の把握を行い、主観的に評価すればよい。また、構造形式や部材形式などによっても、同じ部材が異なる役割に対して兼用されていたり、着目する役割に寄与している部分の境界が明確でなかったりすることも少なくないが、門型標識等全体としての健全性の診断の区分の根拠の一つとしての門型標識等の機能及びその構造安全性や耐久性などの概略の見立てを行う上では、部材や部位単位での厳密な特定や役割の明確化までは必要ないことが通常である。

(2) 政令では、点検は、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況を考慮することが求められている。そこで、定期点検では、当該門型標識に次回点検までの間、門型標識等が置かれる状況を想定し、状態の技術的な評価を行う。定期点検にて想定する状況として、門型標識等の条件によっては被災可能性があるような台風等の暴風、一般に道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模の地震を想定することを基本とする。この他、門型標識等の立地条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等の出水の状況についても想定するなど、立地条件ほか構造条件、門型標識等の状態等を踏まえ、必要に応じて想定する状況を設定するのがよい。

(3) (2) の状況に対して、門型標識等の機能及びそれが跨ぐ道路の機能を提供する観点から、門型標識等の構造安全性、第三者被害のおそれなどについて、定期点検時点での見立てとして、何らかの変状が生じる可能性は低いといえるのか (A)、致命的な状態となる可能性が高いと言えるのか (C)、あるいは、そのいずれでもないのか (B) について概略的な評価を行う。ここでいう、致命的な状態とは、例えば、倒壊までには至らないまでも支柱の破壊や不安定化などによって基板を安全に支持できていない状態、落下には至らないまでも基板や基板・支柱取付部に変状等が生じ、門型標識等が跨ぐ道路を通行不能とせざるを得ない状態なども考えられる。具体的に想定される状態やそのときに門型標識等あるいは道路としての機能がどれだけ損なわれる危険性があるのかは、門型標識等本体及びそれらと一体で評価すべき範囲の地盤の条件などによっても異なるため、それぞれの門型標識等毎に個別に判断すればよい。

なお、「想定する状況に対してどのような状態になる可能性があるのか」の概略評価である A

BCの評価結果は、このように、主として門型標識等の本体の状態に着目して行われるものであり、門型標識等から腐食片の落下、付帯設備等の脱落などが生じることで第三者被害が生じるおそれがあるような場合には、速やかに応急措置等が行われることが一般的であることから、ABCの評価には考慮されない。ただし、そのような原因によって深刻な第三者被害を生じさせる可能性があるにもかかわらず、それらに措置が行われていない状態となると見込まれる場合には、致命的な状態と評価することが適当と判断されることも否定されるものではない。

(4) 必ずしも近接目視、打音、触診ができない部位・部材など、状態把握の方法によっては、2.

1「状態の把握」の規定に示す必要な情報の取得にあたって十分ではない結果も想定される。その結果によって、部材群の耐荷性能の推定に及ぼす影響が考えられる場合は、措置の方針が変わる場合も想定されることから、その場合には別途所見欄にその内容を記録しておくことが望ましい。

6. 2 特定事象等の有無の評価

(1) 定期点検員は、門型標識等の維持管理上、特別な取扱いをする可能性のある事象を把握しておくために、表-2. 2. 2. 1に示す特定事象に該当するかどうかを推定する。

表-2. 2. 2. 1 主な特定事象の例

1) 塩害
2) 防食機能の低下
3) その他

(2) その他、確認された変状について、当該部材等の耐久性能に影響を与えたり、周辺部材の耐久性能に影響を特に与える観点で特筆すべき事象の有無を評価する。

【解説】

(1) 道路管理者が「健全性の診断の区分」を決定するにあたっては、次回定期点検までの状態の変化やその間の性能の見立て及び予防保全の実施を検討すべきかどうかといった中長期的な視点も考慮される。そこで、これまでの不具合の例や過去の損傷程度の評価の分析結果、条件に該当しているかどうかを把握していることが効果的な維持管理を行う上で重要と考えられる事象を「特定事象」とした。合理的な維持管理に資する目的で、それらへの該当の有無を評価する。

例えば、塩分の影響によって内部鋼材の腐食に至ったり、それが急速に進行する可能性が特に懸念されるような場合には、次回の定期点検までにこれらの影響による急速な状態の変化が生じる可能性も疑う必要がある。また、これらの事象は、着実に劣化が進行することが多く、これまでも、道路構造物において、構造物の更新や部材の更新の要因の一つとなったり、性能の回復のための労力が多大になった経験も認識されているところであり、適切な時期に適切な措置を行うことで予防保全効果が期待できることも多いとされている。そのため、予防保全の有効性の観点からも特に注意が必要な、塩害、防食機能の低下などに該当するかどうかやこれらに関連する過去の補修補強等の経緯については注意するとともに、「健全性の診断の区分」の決定にも大きく関わるが多いこれらの事象への該当の有無やそれらと健全性の診断の区分の決定との関係については確実に記録や所見を残す必要があることから、特定事象の有無の評価と記録を残すもの

とした。主な特定事象の例を以下に示す。

1) 塩害

コンクリート部材を対象とする。内在する塩分に加え、外部からの塩分の浸透によりコンクリート部材内部の塩化物イオンが一定量以上となり、内部鋼材の腐食が生じる状態。原因として飛来塩分による場合に限定せず、そのような状態が確認された場合が該当する。

2) 防食機能の低下

鋼部材を対象とする。防食機能として、塗装、めっき、金属溶射、耐候性鋼材などがある。防食機能である塗装、めっき、金属溶射などについてはそれらが劣化している状態であり、板厚減少等を伴う錆が発生している状態である「腐食」には至っていない状態。

この他、道路管理者において、過去の維持管理の経験や損傷程度の評価の他、データの分析などに基づき、予防保全の観点や中長期的な計画の策定などで維持管理上特別な扱いを行う可能性のある事象があれば、その他の中で具体的に推定、記録する項目を設定することができる。

- (2) 特定事象以外にも、排水不良、路面や排水からの飛散水など、劣化に対して局所的な暴露環境に影響を与える不具合は広くあると考えられる。門型標識等に見られる変状を幅広く、かつ詳細に記録に残すことは別途4.(2)で行われるものであるが、道路管理者が門型標識等の健全性の診断の区分やその他措置の必要性を検討するにあたって必要と考えられるものは、各部材群の性能の評価を行うときに写真などとともに見所として記録を残すことができるように(2)を規定した。

6. 3 措置の必要性の検討

- (1) 基板部、基板・支柱接続部、支柱部について、想定する状況に対してどのような状態となる可能性があるかと推定されるかを検討した結果や想定される門型標識等の機能及びそれが跨ぐ道路の道路機能への支障、第三者被害のおそれ並びに効率的な維持や修繕の観点から、次回定期点検までの措置の要否や、行うことが望ましいと考えられる措置の内容を検討する。
- (2) (1)において、措置の内容として、定期的あるいは常時の監視、維持や補修・補強などの修繕、門型標識等の撤去、門型標識が跨ぐ道路の通行規制・通行止めなどを想定する。

【解説】

実際に措置を行うかどうかや措置を実施する場合には具体的な内容や方法については道路管理者が総合的に検討することとなるが、ここではその検討に必要な技術的な見解をまとめる。

政令では、点検は、道路の構造、交通状況、維持又は修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況を考慮すること、道路の効率的な維持及び修繕の必要性を考慮することが求められている。また、省令では構造物の健全性の診断の区分の決定にあたっては、道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれを考慮することが求められている。

そこで、対象の門型標識等のどこにどのような変状が生じているのかという状態の把握結果、それを考慮して、想定する状況に対してどのような状態になるのかを推定した結果を踏まえて、次回定期点検までに行う必要があると考えられる措置の内容を検討する。さらにはそのような事態に対してその門型標識等にどのような機能を期待するのかといった、門型標識等の機能及びそれが横架する道路の道路機能への支障や第三者被害のおそれ並びに効率的な維持や修繕の観点からはいつどのような措置をするべきなのかといった検討もされる必要がある。

また、定期点検員は効率的な維持や修繕の観点から次回点検までを念頭に必要と考えられる措置の内容について検討を行う。措置には定期的あるいは常時の監視、補修や補強などの門型標識等の機能や耐久性等を維持又は回復するための維持修繕のほか、撤去、緊急に措置を講じることができない場合などの対応として通行規制・通行止めがある。監視は対策を実施するまでの期間その適切性を確認したうえで変状の挙動を追跡的に把握し以て門型標識等の管理に反映するために行われるものでありこれも措置の一つと位置づけられる。例えば門型標識等の機能や耐久性を維持するなどの対策と組み合わせるのがよく、適切な門型標識等の管理となるように検討する。

なお、定期点検員による基板部、基板・支柱接続部、支柱部に対する技術的な評価や措置の検討を根拠とし、道路管理者は、定期点検時点での道路管理者としての最終決定結果として、当該門型標識等としての措置に対する考え方、告示に定める「健全性の診断の区分」を決定することになる。また、具体的な措置の内容や方法についても道路管理者が検討することとなる。そこで、これらの根拠となるように、以上の検討の結果を所見としてまとめる。このとき所見には以下の観点を含むものとする。この他の所見の記述の留意点は国点検要領付録－1による。

- ・ 門型標識等全体に対する技術的見解の総括及び基板部、基板・支柱接続部、支柱部のそれぞれに対して施設の状態及び次回点検までに必要な補修や補強等の対策の必要性やその理由が容易に理解できるように記述する。
- ・ 所見には「健全性の診断の区分」の決定に影響する耐荷性能の回復や変位の監視あるいは防食機能の低下の抑制など耐荷性能や耐久性能の観点からの技術的見解やその理由が容易に理解できるように記述する。

- ・ ライフサイクルコストの視点からの技術的な見解についても記述する。
- ・ 部材片や部品の落下などによる門型標識等が跨ぐ道路の利用者や第三者への被害発生の可能性の観点からの施設の状態及び次回定期点検までの措置の必要性の観点からの技術的な見解やその理由が容易に理解できるように記述する。

7. 門型標識等の健全性の診断の区分の決定

- (1) 道路管理者は、門型標識等に対して法令に基づく点検（以下「法定点検」という）を行った場合、「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」の定義に従って表-3.1に掲げる「健全性の診断の区分」のいずれに該当するかを決定しなければならない。

表-3.1 健全性の診断の区分

区分		定義
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早急に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

- (2) 道路利用者や第三者被害のおそれがある損傷が認められた場合は、応急的に措置を実施した上で、健全性の診断の区分の決定を行うこととする。
- (3) 門型標識等毎の健全性の診断の区分の決定にあたっては、主として、2.「点検・診断」で得られる、次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、どのような状態となる可能性があるのかに関する技術的な見解、そしてその場合に想定される門型標識等の機能及びそれが跨ぐ道路の道路機能への支障及び第三者被害のおそれに関する技術的な見解及び効率的な維持や修繕の観点から次回定期点検までに行うことが望ましいと考えられる措置の内容に基づき検討する。また、門型標識等を取り巻く状況、過去の維持管理の履歴、設置位置の特性、中長期的な維持管理計画などを適切に考慮する。

【解説】

定期点検は、近接目視を基本とした限定された情報で健全性の診断の区分を行っていることに留意し、合理的かつ適切な対応となるように、措置の必要性や方針を精査したり、調査の必要性を検討したりするものである。そこで、道路管理者は、合理的かつ適切な対応となるように、2.「点検・診断」で得られる門型標識等に対する技術的な評価に加えて、当該門型標識等が横架する道路の道路ネットワークにおける位置づけや中長期的な維持管理の戦略なども総合的に勘案して道路管理者の意思決定としての措置方針を検討する。そして、その結果を告示の「健全性の診断の区分」の各区分の定義に照らして、いずれに該当するかを決める。このとき、道路管理者は、状態に応じて詳細調査を実施したり、別途専門的知識を有する有識者の助言を得て措置等の方針の決定を行う必要がある場合もある。

健全性の診断の区分のⅠ～Ⅳに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりである。

- Ⅰ：次回定期点検までの間、予定される維持行為等は必要であるが、特段の監視や対策を行う必要のない状態をいう
- Ⅱ：次回定期点検までに、長寿命化を行うにあたって時宜を得た修繕等の対策を行うことが望ましい状態をいう

- Ⅲ：次回定期点検までに、門型標識等の構造安全性の確保やそれが跨ぐ道路の機能確保の観点から、修繕等の対策や第三者被害の防止のための措置等を行う必要がある状態をいう
- Ⅳ：緊急に対策を行う必要がある状態をいう

道路利用者への影響や第三者被害予防等の観点から、点検・診断の過程で何らかの応急措置を行った場合には、その措置後の状態に対して、次回の点検までに想定する状況に対してどのような状態となる可能性があるのかといった技術的な評価を行った結果を用いて区分すればよい。

なお、定期点検後に実際に措置を行うにあたっては、具体的な内容や方法を道路管理者が総合的に検討することとなる。

道路管理者は、一旦「健全性の診断の区分」を確定させても、その後に、詳細調査などで情報が追加や更新されたり、地震等によって状態が変化したりした結果、その門型標識等に対する次回点検までの措置の考え方が変更された場合には、その時点で、速やかに「健全性の診断の区分」も見直しを行い、関係する記録様式の記録内容も更新する。

構造区分単位の性能が門型標識等全体の健全性に及ぼす影響は、構造特性や設置環境条件、部材特性によっても異なるため、性能の推定の結果なども踏まえて、施設単位で診断区分の定義に則って総合的に判断する。

2. 2で行った性能の推定の結果と健全性の診断の区分との関係は、一般的に下表を目安とする。ただし、変状の程度や変状の発生部位等を考慮し、想定される状況の影響が少ないと考えられる場合は、ランクダウン（ⅡであるがA判定）とするなど、総合的な判断が必要となる。

表-3.2 性能の推定と健全性の診断区分の目安

性能の推定	健全性の診断区分
A	I
B	Ⅱ
C	ⅢまたはⅣ

8. 記録

- (1) 道路管理者による健全性の診断の区分の決定及びその主たる背景となる知識と技能を有する者による、想定する状況に対する門型標識等の機能及びその構造安全性、予防保全の必要性、第三者被害の発生の可能性などを含む、措置に関する内容について技術的観点からの見解を記録する。
- (2) 当該門型標識等の維持管理の基本的な情報として、また、将来に向けた維持管理計画の策定や見直しでの参照及び我が国の門型標識等の劣化特性の分析への活用を目的として、門型標識等の定期点検時点での状態の客観的事実を記録する。
- (3) 所定の記録様式に定期点検結果を記録する。

【解説】

- (1) 定期点検で行った記録は、維持・補修等の計画を立案するうえで参考となる基礎的な情報であるため、適切な方法で記録し、蓄積することとしている。

維持管理に関わる法令（道路法施行規則第4条の5の6）に規定されているとおり、点検及び健全性の診断の結果について、門型標識等が利用されている期間中はこれを保存することが求められる。

定期点検結果の記録は、本要領参考資料編付録－1「定期点検結果の記入要領」による。維持・修繕等の計画を適切に立案するうえで不可欠と考えられる情報として、想定する状況に対する門型標識等の構造安全性、予防保全の必要性、第三者被害の発生の可能性などについての門型標識等の状態に関する所見が記録される必要がある。このとき、門型標識等の状態等に対する技術的な評価がどのような理由で門型標識等全体として決定される健全性の診断の区分の決定に影響したのかが分かるように、門型標識等の構造安全性を担う基板部、基板・支柱接続部及び支柱部のそれぞれについて、想定する状況に対してどのような状態になると見込まれるのかの推定結果と、その根拠となった状態の写真等を記録する。また、状態の把握の精度が性能の見立ての評価に影響を及ぼすことから、健全性の診断にあたって、近接目視により状態が把握できない部位・部材がある場合は、健全性の診断の前提条件として記録する。同様に、点検支援技術や非破壊検査技術等を活用する場合は、その部位・部材について記録するとともに、今後の検証が可能となるように使用機器等の情報を記録する。

以上に加えて、防食機能の劣化に対する措置や滞水状況の改善、振動対策などの耐久性の向上に資する対応など、実施しておくことが長寿命化につながり、かつ対応するのがよい事項などの所見を根拠となる写真とともに記録する。

ボルトのゆるみ・脱落の対策、腐食片や設備等の落下など、門型標識等が跨ぐ道路の機能への支障や第三者被害の発生の可能性についても、技術的な所見を根拠と写真とともに記録する。なお、想定する状況に対してどのような状態になる可能性があるかの技術的な評価にて、表示板部が落下することなどにより、門型標識等が横過する道路の利用者や第三者への危害が生じる可能性が懸念された場合には、それが分かるように記録しておくのがよい。

定期点検の結果、一旦「健全性の診断の区分」を確定させても、その後に詳細調査などで情報が追加や更新されたり、地震等によって状態が変化したりした結果、その門型標識等に対する次回点検までの措置の考え方が変更された場合には、その時点で、速やかに「健全性の診断の区分」も見直しを行い、関係する記録様式の記録内容も更新する。

(2) 統一的な方法で定期的に記録し追跡することで、当該門型標識等の劣化特性を把握し、当該門型標識等の維持管理の基礎的な情報として活用できるように、門型標識等の状態の基礎的なデータとして、主観を排除し、外観の客観事実を基本として記録する。

部位、部材の最小評価単位（以下「要素」という）毎、損傷の種類毎に、損傷の外観を客観的な状態を記号化して記録するものとし、要素毎、損傷種類毎の損傷の外観の程度（以下、「損傷程度の評価」という）を本要領参考資料編 参1.「損傷程度の評価要領」に基づいて分類、記号化し記録する。基本的な考え方は表－4. 1 のとおりであり、損傷の程度を3つに区分する。

表－4. 1 損傷程度の評価

区分	一般的状態
a	損傷が認められない
b	損傷が認められる
c	損傷が大きい

2. 「点検・診断」は、実施する者の主観による技術的な見解であるのに対して、この4. (2)の損傷程度の評価は、門型標識等の性能、措置の必要性、損傷の進行の推定などに関する工学的な見立てを入れず、本要領参考資料編付録－2に示す区分の例を参考に、観察事実を適合する区分にあてはめることが求められる。

(3) 次頁以降に示す附属物（標識、照明施設等）点検要領（令和6年9月国土交通省道路局国道・技術課）及び門型標識等定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）（令和6年3月 国土交通省 道路局）に準拠した様式への記録を行う。

9. 記録様式

門型標識等定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）様式

様式1、様式2、様式3

様式1

施設名・所在地・管理者名等

施設名	管理番号	路線名	所在地	設置位置	緯度 経度	施設ID
(フリガナ)						
管理者名			代替路の有無	緊急輸送道路	自専道or一般道	占用物件(名称)

門型標識等毎の健全性の診断

告示に基づく健全性の診断の区分	構造諸元		
	設置年月	道路幅員	構造形式

※設置年月が不明の場合は「不明」と記入すること。

技術的な評価結果

定期点検実施年月日	定期点検者	
想定する状況		
暴風	地震	その他
		()
門型標識等 (全体として)		
基板	写真番号	写真番号
	()	()
基板・支柱接続部	写真番号	写真番号
	()	()
支柱	写真番号	写真番号
	()	()

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

状況写真(様式1に対応する状態の記録)
 ○基板・基板・支柱接続部、支柱について技術的な評価の根拠となる写真を添付すること。

構成要素		施設ID	定期点検実施年月日	定期点検者			
想定する状況	構成要素の状態		構成要素 想定する状況	構成要素の状態			
					写真番号 備考	部材番号	
					構成要素		
					想定する状況	構成要素の状態	構成要素の状態
					写真番号 備考	部材番号	
					構成要素		
					想定する状況	構成要素の状態	構成要素の状態
					写真番号 備考	部材番号	
					構成要素		
					想定する状況	構成要素の状態	構成要素の状態

特定事象の有無、健全性の診断に関する所見				定期点検査者	特記事項 (第三者被害の可能性に対する 応急措置の実施の有無等)
施設ID	定期点検査実施年月日	特定事象の有無 (有もしくは無)		健全性の診断の区分の前提	
該当部位	塩害	防食機能の低下	その他		
基板					
基板・支柱接続部					
支柱					
所見					(適宜、所見を記入)

点検記録様式(その1)
附属物の諸元と定期点検結果(門型標識等)

管理番号

施設ID

設置位置

緯度

経度

施設名

施設種別

設置更新年月日

路線名

管轄

事務所

出張所

道路種別

所在地

距離標(km)

■設置環境情報

代替路の有無

海岸からの距離

センサス年度

センサス区間番号

自専道or一般道

融雪利散布区間

上・下別風規制実施区間

占用物件(名称)

防雪対策実施区間

歩道幅員(m)

道路幅員(m)

台/24h

交通量

基礎形式

灯具種類

標識板の落下防止対策

制振装置の有無

設置年月

備考

■構造情報

支柱形式

支柱基部リブ形状

標識設置枚数及び標識番号

ゆるみ止め対策の有無

柱基部排水性向上対策

表面処理形式

路面境界部の状況

標識板の取付形式

合いマーク

設置年月

備考

■位置図、ポンチ絵、写真(全景・その他)

門型標識等毎の健全性の診断の結果

健全性の診断の結果に関する補足

健全性の診断の結果

点検記録様式(その2)
技術的な評価結果と措置の必要性の検討結果(門型標識等)

施設名	路線名		管理番号		施設ID	
-----	-----	--	------	--	------	--

性能の評価結果									
	現地確認年月日				定期点検員(所属、氏名)		第三者被害の可能性に対する応急措置 (有の場合に記載)		
	機能及び構造安全性の評価		その他		特定事象の有無(有もしくは無)				
門型標識等(全体として)	暴風	地震	()	()	写真番号	写真番号	写真番号	写真番号	写真番号
基板部	写真番号	写真番号	()	()	写真番号	写真番号	写真番号	写真番号	写真番号
基板・支柱接続部	写真番号	写真番号	()	()	写真番号	写真番号	写真番号	写真番号	写真番号
支柱部 (支柱・横梁・基礎・ブラケット)	写真番号	写真番号	()	()	写真番号	写真番号	写真番号	写真番号	写真番号
その他	写真番号	写真番号	()	()	写真番号	写真番号	写真番号	写真番号	写真番号

性能の評価結果の前提として 特記しておくべき事項	
-----------------------------	--

措置の必要性の有無		措置が必要な理由				定期点検員所見	
門型標識等 (全体として)	附属物としての構造的安全性の確保	耐久性の改善	第三者被害の防止	その他			
基板部	☐	☐	☐	(☐)			
基板・支柱接続部	☐	☐	☐	(☐)			
支柱部 (支柱・横梁・基礎・ブラケット)	☐	☐	☐	(☐)			
その他	☐	☐	☐	(☐)			

点検記録様式(その3) 附属物の諸元と定期点検結果(門型以外の標識等)									
管理番号		施設ID		設置位置		緯度		経度	
施設名		路線名		管轄		地方整備局		事務所	
施設種別		道路種別		所在地		距離標(km)		出張所	
調書更新年月日									

■設置環境情報

代替路の有無	自専道or一般道	上・下別	占用物件(名称)	設置環境
海岸から の距離	融雪剤 散布区間	風規制 実施区間	防雪対策 実施区間	緊急輸送道路 指定の有無
センサー 年度	センサー 区間番号	交通量	歩道幅員(m)	通学路指定 の有無

■構造情報

支柱形式	表面処理形式	基礎形式
支柱基部リブ形状	路面境界部 の状況	灯具種類
標識設置枚数 及び標識番号	標識版の 取付形式	標識版の落下 防止対策
ゆるみ止め 対策の有無	合いマーク	制振装置 の有無
柱基部排水性 向上対策	設置年月	
備考		

備考

■位置図、ボンチ絵、写真(全景・その他)

--	--

点検記録様式(その4)
措置の必要性の検討結果(門型以外の標識等)

施設名	路線名	管理番号	施設ID
-----	-----	------	------

措置の必要性の検討結果		現地確認年月日	定期点検員(所属、氏名)	措置が必要な理由	
	措置の必要性の有無※	附属物としての構造安全性の確保	耐久性の改善	第三者被害の防止	その他
基板部	写真番号	☐	☐	☐	☐ [☐]
基板・支柱接続部	写真番号	☐	☐	☐	☐ [☐]
支柱部 (支柱・構梁・基礎・ブラケット)	写真番号	☐	☐	☐	☐ [☐]
その他	写真番号	☐	☐	☐	☐ [☐]

措置の必要性の検討結果の前提として 特記しておくべき事項	
---------------------------------	--

定期点検員所見	
---------	--

※措置の必要性が「有」と評価した場合、その理由を右欄から選択すること。また、その詳細を所見欄に記載すること。

点検記録様式(その6)
損傷程度の評価記録

現地確認年月日

施設名	管理番号	施設ID	定期点検員(所属、氏名)
-----	------	------	--------------

部材及び点検箇所				該当有無	変状の種類													
部材 種別	部材等	点検箇所	記号		鋼部材						コンクリート部材		共通・その他					
					亀裂	ゆるみ・弛緩	破断	防食機能 の劣化	腐食	異種金属 接触腐食	変形・欠損	ひびわれ	うき・剥離	漏水	その他			
支柱部	支柱本体	支柱本体	Pph															
		支柱継手部	Ppj															
		支柱分岐部	Ppd															
		支柱内部	Ppi															
	支柱基部	リブ・取付溶接部	Pbr															
		柱・ベースプレート溶接部	Pbp															
		ベースプレート取付部	Pbb															
		路面境界部 (GI-0)	Pgl-0															
	その他	路面境界部 (GI-40)	Pgl-40															
		柱・基礎境界部	Ppb															
横梁部	横梁本体	電気設備用開口部	Phn															
		開口部ボルト	Phb															
		横梁本体	Gbh															
		横梁取付部	Gbi															
	溶接部・継手部	横梁トラス本体	Cbh															
		横梁仕口溶接部	Cbw															
		横梁トラス溶接部	Ctw															
		横梁継手部	Cbj															
	基礎	基礎コンクリート部	Bbc															
		アンカーボルト・ナット	Bab															
ブラケット本体		Bbh																
ブラケット取付部		Bri																
基板部	基板	横梁板 (添架含む)	Srp															
		道路情報板	Srb															
		基板取付部	Srb															
		灯具	Sl															
基板・支柱 接続部	基板取付部	灯具取付部	Slb															
		ビス・リベット (重ね貼り用)	Srg															
		バンド部 (共架型)	Xbn															
		配線部分	Xwi															
その他	その他	管理用の足場・作業台	—															

※点検程度は、各道路管理課の判断により、大型の道路橋梁及び道路情報板は供養期間外に点検する場合は、別途様式として使用できるよう作成したものである。

